

# ヌサイリー教徒の反乱

— ジャバラ・一三二八年二月 —

佐藤次高

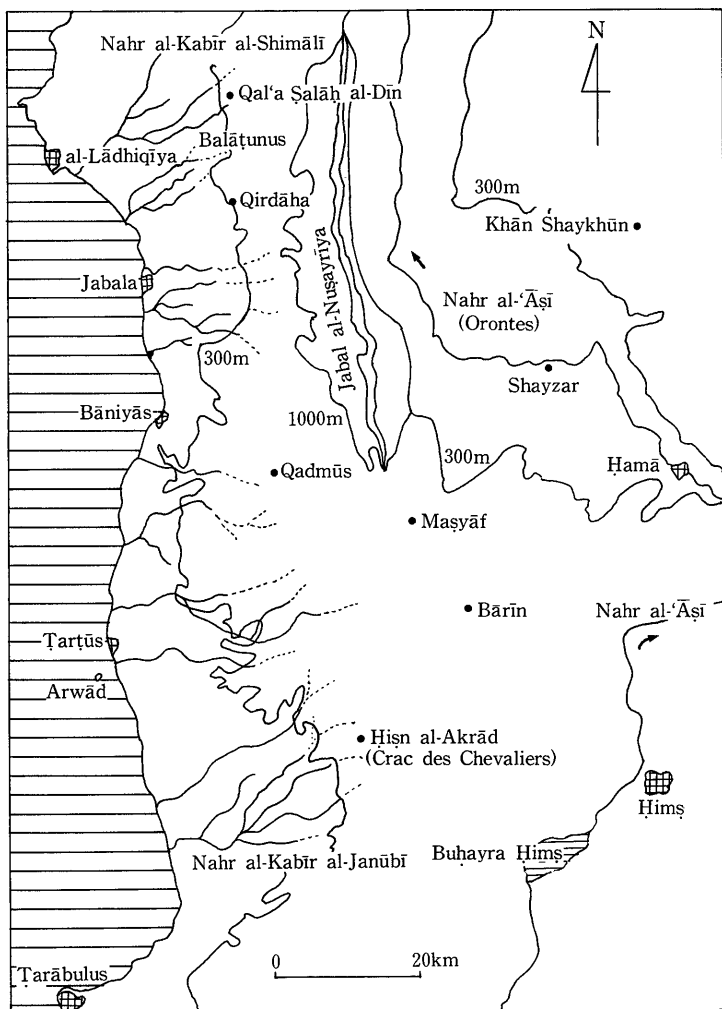
はじめに

ヌサイリー Nusayrī 教徒は、別名アラウィー 'Alawī 教徒とも呼ばれ、一〇〇—一世紀頃のシリアに生まれた過激シーアの一分派に属する。彼らはシーア派の考え方をさらにおし進め、初代イマームのアリーは神のもつとも重要な「意味」、あるいは「本質」(ma'na)の顕現であるとみなした。マサヤーフやカドムスの城塞に拠るイスマール派から大衆に対する秘教の観念を学び、そして土着のキリスト教からは固有な祭式の方法を採用したといわれる。ヌサイリーの名は、初期の神学者であった Muhammad b. Nusayr 'Abdi (八三三—四四年没)に由来するとされているが、彼ら自身は自らを「信者たち」Mummin とのみ称していた。しかし特異な信仰生活を営む少数派であるが故に、一二世紀以降、十字軍、マムルーク朝のスルターン・バイバルス(在位一二六〇—七七年)、オスマン朝のセリム二世(在位一五二〇—二〇年)などによる圧政と虐殺の歴史を経験してきた。現在、その

多くはラタキアおよびジャバラ東方の山岳地帯 *Jabal al-Lukkm* あるいは *Jabal al-Nusayriya* に住み、シリア総人口の約一割強を占めている。<sup>(1)</sup> このあたりは、地中海岸の平野部からしだいに高度を増しながら一〇〇〇メートル級の山岳地帯に達する複合的な地勢にあり、海岸の都市を山側から包みこむようにして見事な田園風景が展開する。

マムルーク朝(一二五〇—一五二七年)中期の一三二八年、これらのヌサイリー教徒がマフデイー(救世主)を称する男に率られて反乱に立ちあがった。その数はいち時三〇〇〇名(一説に五〇〇〇名)に達したが、反徒がジャバラ *Jabala* の町を襲撃すると、トリポリ総督のキルターイはただちに一〇〇〇の騎馬隊を鎮圧軍として派遣し、その攻撃によってマフデイーは殺され、反乱はわずか五日間で終結した。このように反乱自体は小規模なもので、マムルーク朝の国家体制に影響を及ぼすことはほとんどなかったといつてよい。しかしその原因を探つてゆくと、スナナ派体制を強化しようとする国家行政との密接な関連が浮び上つてくる。U・ヴェルモレンは、この反乱をイクター保有者(ムクター)であるアミールたちによって搾取され、圧迫された農民たちの社会反乱であったと述べている。<sup>(2)</sup> 確かに反乱の社会的背景の説明としては当を得ていると思われるが、反乱全体の構図を理解するためには、さらに具体的な形で政府のヌサイリー教徒対策と反乱の内容とを整理し直してみることが必要である。

こゝでは *Nusayri* や *Abū al-Fidā'*、あるいは *Ibn Baitīnā* などの同時代史料を用いて、できるだけ正確に反乱の経過をたどり、その原因と意味を明らかにしてみることにはしたい。シリアの地方社会に起つたこのような反乱の分析を通じて、地方史の視点からイスラム史の見直しを試みるのが小論の目的である。



シリア北部の海岸地帯

## 一 反乱の経過

同時代の歴史家のなかで、ヌサイリー教徒の反乱についてもっとも詳しい記録を残しているのは、エジプトのヌワイリー al-Nuwayri (一三三二年没) である。ヌワイリーは七一〇 (一三一一) 年から七一一 (一三三三) 年にかけてジャバラに近いトリポリ軍務庁の長官 (nazir al-jaysh) を務めたが、反乱の発生時にはすでにエジプトへ転勤となっていた。<sup>(3)</sup> ダール・アルクトブ所蔵の写本史料によって、まず *Nihayya al-Arab* の記事の冒頭部分を引用してみることにしよう。

七一七年ズー・アルヒツジャ月十七日 (一三二八年二月二〇日) Jabala 地方の Qiriyāwus 村に一人の男があらわれ、自ら Muhammad b. al-Hasan al-Mahdi であると称した。彼が人々に語ったところによれば、焔仕事をしていた時、白い鳥が彼の体に入り込み、彼の魂を取り出して、代りに Muhammad b. al-Hasan の魂を入れたのだという。人々は喚声をあげて彼につき従い、五〇〇〇人のヌサイリー教徒 al-Nusayriya が集まった。人々に彼への叩頭 (sujūd) を命ずると、彼らはこれを行なった。次いで彼は飲酒と礼拝の放棄とを彼らに許した。彼とその仲間は、「アリー以外に神 (ilāh) はなく、ムハンマドの他に〔神の栄光を隠す〕ヴェール (ḥijāb) はない」と斉唱した。<sup>(4)</sup>

同じエジプト史家の系列に属するマクリーズィー al-Maqrizi (一四四二年没) の *Suluk* にも、*Nuwayri* によつたとと思われるほぼ同様の記事が伝えられている。<sup>(5)</sup> それによれば、反乱の発生は七一七年ズー・アルカーダ月十七

日のことであるが、ハマールの領主であったアブー・アルフィダー Abū al-Fidā' (二三一年没)も反乱の勃発を同年ズー・アルヒツジャ月のことと記している<sup>(6)</sup>。ズー・アルカーダ月はおそらくマクリーズイーによる引用の誤りであろう。マフディーを称する男があらわれたキルティヤーウス村は、現在のジャバラ地方とその周辺地域には存在しない。しかし前述のアブー・アルフィダーは、「Balātunus 山中にヌサイリー教徒の男があらわれた」と記している<sup>(7)</sup>。キルティヤーウス村はおそらくジャバラ東北方の山岳地帯にあったものと思われる。ここに引いたエジプト系統の史料によれば、反乱の指導者は Muhammad b. al-Hasan al-Mahdi を各乗ったとされるが、シリア系統の史料にはやや異なった内容の記事が伝えられている。例えばザハビー al-Dhahabī (一三四八年没)の *Daʿwat al-Islām* には次のようにある。

ヌサイリー教徒の間に一人の男があらわれ、al-Mahdi(救世主)であると主張した。するとラクキア地方で彼の仲間が増え、三〇〇〇名に達した。彼は al-Muntaẓar (待望された者)とも称し、またある時は 'Alī b. Abī Ṭalīb であるといひ、ある時は Muhammad al-Musṭafa であると主張した<sup>(8)</sup>。

al-Musṭafa(選ばれた者)とはむろん預言者ムハンマドの美称であるが、ウマリール al-'Umarī (一三四年没)の伝える記事もこれとまったく同一である<sup>(9)</sup>。一方、ザハビーの弟子に当るイブン・カスィール Ibn Kathīr (一三七三年没)によれば、男はある時は自ら「天地の創造者」'Alī b. Abī Ṭalīb であると称え、ある時は「諸国の所有者」Muhammad b. 'Abd Allāh であると称したといふ<sup>(10)</sup>。最初に引用したヌワイリーの記事には、反乱者たちは「アリー以外に神はなく、ムハンマドの他にヴェールはない」と唱したことが記されていた。初代イマームのア

リーと預言者ムハンマドをどのように位置づけるかは、ヌサイリー教徒の信仰内容とも密接に関連する。問題はかなり複雑となるので、これについては後にくわしく検討することにしよう。

反乱に参加した人数についても、エジプト側の史料とシリア側の史料では異なっている。ヌワイリーやマクリーズイーが五〇〇〇人とするのに対して、ザハビー、ウマリ、アブ・アルファイダーは共に三〇〇〇名と伝え、またヤマン出身の歴史家ヤーファイイー al-Yaʿfiʿī (一三六七年没) も三〇〇〇名としている。<sup>(12)</sup> ヤーファイイーは反乱終結後にシリアを旅行しているので、おそらくこの時に関係史料を入手したものと思われる。二系統の史料のうち、どちらがより正確であるかを断定することはできないが、ここではとりあえず反乱の現場近くにいたシリアの歴史家に従って、参加者の数は約三〇〇〇名であったと考えておくことにしよう。

ムハンマド・アルマフデーの行動について、ヌワイリーはさらに次のように述べている。

彼は赤い旗と昼のように燃える大きなろうそくを掲げた。これを持っていたのは、Ibrahim b. Adham を自稱する髭のない若者であった。彼の兄弟は al-Miqdād b. al-Aswad al-Kindī 父は Salman al-Farsi また他の一人は Jibrīl の名で呼ばれた。ムハンマドは若者に対し、「創造者 (al-Bari) であるアリー・ブヌ・アビー・タリーブのところへ行つて、かくかくしかじかのことをたずねよ」と命じた。その結果にもとづいて、彼はこの月の二二日、金曜礼拝後のジャバラの町を襲撃した。<sup>(13)</sup>

al-Miqdād はバドルの戦 (六二四年) に参加したムハージルーンの一人であり、<sup>(13)</sup> Salman はハンダクの戦 (六二七年) で塹壕の戦術をムハンマドに教えたペルシア人としてよく知られている。また、若者が自称した Ibrahim b.

Adnan は、伝説によれば、バルフで王侯（スルターン）の生活を続けるうちに、これを戒める神の声を聞いて放浪の旅に出、ニーシャープール、バスラ、クローファ、エルサレム、アンテイオキアなどで瞑想と礼拝の時を過ごした後、一六一（七七七八）年に地中海岸のジャバラでその生涯を終えたとされている<sup>(14)</sup>。後世の人々はイブラーヒームを初期イスラム時代の傑出したスーフイーとしてその遺徳をしのび、やがてその墓所はイスラム世界でもとりわけ名高い参詣所（mazat）とみなされるようになった<sup>(15)</sup>。したがって反乱軍のなかにイブラーヒームを名乗る若者が加わっていたことは、民衆に人気のあるムスリムの聖者をヌサイリー教徒の側にとり込もうとする行為であつたらうと思われる。

反乱軍によるジャバラの町の攻撃は三方から行なわれた。第一隊は東方から町に接近したが、ジャバラ駐屯軍による反撃を受け、一・二四名の死者を出して敗退した。しかし西側、つまり海側から攻撃した第二軍と北側から接近した第三軍は町中への侵入に成功し、ムスリムの財産（*biwal*）を奪うと共に、女・子供を捕虜とし、シャイフたちを殺害した。彼らは、ふたたび「アリー以外に神はなく、ムハンマドの他にヴェールはなく、またサルマーン以外に〔真理に至る〕門（*dar*）はない」と叫んだ<sup>(16)</sup>。イブン・カスィールによれば、ジャバラ攻撃に先立って、マフディーは各分隊ごとに千人隊長（*taqaddum alif*）を任命した<sup>(17)</sup>。これが事実であるとすれば、前述の三軍はそれぞれ千人隊長によって率いられていたことになる。しかしイブン・バットウータ Ibn Batūta（一三六八—九あるいは七七年没）が、「ジャバラ攻撃に際し、マフディーは部下に対して剣のかわりにミルト（*mil*）の棒を二本持つように命じた。そして戦になれば、それは彼らの手の中できつと剣に変わるであろうと確約した」と述べて

いるところをみると、<sup>(18)</sup>反乱軍の装備はかなり粗末なものであったらしい。なお、この戦いで獲得した略奪品は参加者の間で分割された。<sup>(19)</sup>これが行なわれたのは Busayya 村においてであったが、<sup>(20)</sup>この村はジャバラの町の東隣りにある現在の Busayin 村のことではなかったかと思われる。町までの距離は約三キロメートル、戦利品を分配するには恰好の位置関係にあったといえよう。<sup>(21)</sup>

イブン・カスィールの *Biday'a* には、町を略奪する以外に、反乱軍は次のような具体的要求を持っていたことが記されている。

彼(マフディー)は彼らにいった。「ムスリムには、もはや名譽(dhikr)も国家(dawla)も残っていない。それ故、たとえ私の手下に一〇人(の仲間)しか残っていないとしても、われわれはこの地方(Biyad)のすべてを支配すべきである。」そして彼はこの地方でのムカーサマ(mugasama)はウシユル(十分の一)であることを宣し、一味の者にモスク(masjid)を破壊して、それらを酒屋(khammarat)に変えるように指示した。<sup>(22)</sup>

ヤフイイーも述べるようにヌサイリーの反徒たちは、「エジプトの王ナスィルはすでに死んだ」と公言して、<sup>(23)</sup>マムルーク朝国家の權威をあらさまに否定していた。ムカーサマとは、農産物への課税の際に用いられる産額比率制のことであり、当時のシリアでは、土地の情況に応じて収穫物の六分の一から二分の一を徴収するのが慣例となっていた。<sup>(24)</sup>反乱軍はこれを一率に十分の一とすることを宣言したのである。イブン・バットウータによれば、「マフディーは彼ら(ヌサイリー教徒)に諸地方の領有を約束し、シリア地方 Biyad al-Sham を彼らの間で分割した。すなわち、各地方を一人一人に割り当て、そこに出向いて行くように命じた。」<sup>(25)</sup>しかし当時のシ



リアは、エジプトの場合と同様に、その大半がアミールや騎士たちのイクター(iqṭā')として分与されていた。事実、マフデーイーの命令を実行した一人のヌサイリー教徒は、証書となるはずのオリーヴの葉を提示したところ、土地のアミールによって一笑に付され、殴打の後に投獄されたと伝えられる。<sup>(26)</sup>

反乱軍がヌサイリーの教義を公にしてマムルーク体制を否定し、ジャバラの町を襲撃したとの報は、まず北方に隣接するラタキアの港町にもたらされた。町のアミール・バハードル Bahādr 'Abd Allāh<sup>(27)</sup>は、ただちに軍を発し、その司令官にアミール・バドル・アッデーイン Badr al-Din al-Tājī を任命した。バドル・アッデーインはその日のうちにジャバラに到着し、町を封鎖して反徒の再侵入を防ぐ措置をとった。<sup>(28)</sup>この間に、ラタキアからトリポリ総督のアミール・キルターイ Shihab al-Din Qirṭay へ向けて伝書鳩が放たれ、ヌサイリー教徒による反乱の報が伝えられた。<sup>(29)</sup>キルターイは、Badr al-Din Bayrik al-'Uthmani' Sharaf al-Din 'Isā al-Bartāy' 'Alā' al-Din 'Alī al-Turkmanī の三名のアミールに一〇〇〇騎を率いて鎮庄に向わせ、彼らは一時間の戦闘で扇動者以下六〇〇名の反徒を殺害した。残りの者はそれぞれの村に逃げ帰り、もと通りの農耕生活に戻ったという。反乱の開始からマフデーイーの死に至るまでの期間は、わずかに五日であった。<sup>(30)</sup>

しかしイブン・バットウータによると、逃亡した反徒は山中にたてこもり、鎮庄軍のアミールに対し、命を保障してくれることを条件に、一人につき一デーイーナールの支払いを申し出た。これに対しスルターン・ナスィール(在位一二九三〜九四、一二九九〜一三〇九、一三一一〜四一年)はあくまでも反徒の殺害を主張したが、耕作者であるヌサイリー教徒を殺せば、ムスリムの経済力が損われるとの諫めを受けて、ようやくこれを了承したと伝え

られる。<sup>(31)</sup>

## 二 反乱の原因

ヌサイリー教徒の反乱について、その原因を明確に指摘した同時代史料は存在しない。例えば *Duwal al-Islam* には、次のように記されている。

この(七一七)年、「シリアの」海岸地帯で売春 (*fahish*)、賭事 (*qimar*)、酒 (*khumdr*) が廃棄され、これについての命令が強化されると、スルターンのための祈り (*du'a*) が増大した。そしてヌサイリー教徒に一人の男があらわれ、救世主 (マフディー) であると主張した。<sup>(32)</sup>

これによれば、売春や賭事、あるいは酒の廃止は反乱の勃発と何らかの係りがあるように思われるが、具体的な因果関係は不明である。同じシリア系統のイブン・アルワルディー Ibn al-Wardi (二三四八年没) は、

この年、海岸地帯で酒と売春がとり止めとなり、多くの雑税 (*mukus*) が廃止された。ムスリムたちはこれを喜び、スルターンのための祈りを熱心に行なった。

この年、スルターンはヌサイリー教徒の地方で各村 (*qarya*) ごとにモスクを建て、教義の伝授 (*khifa*) を禁止すべきことを命じた (中略)。

この年、ヌサイリー教徒の一団が「スルターンへの」服従から離れ、一人の男をたてて彼はマフディーであると主張した。<sup>(33)</sup>

と、ややニュアンスの異なった叙述の仕方をしている。ここには三つの事柄が並列して書かれているが、これらは互いに内的な関連があるものとして理解すべきではないのだろうか。

七一七(二三二七)年は、マムルーク朝政府によってトリポリ地方の検地(*Fawa*)が実施された年に当たっている。スルターン・ナスイルはアレクソポの軍事長官(*Nazir Halab*)であるヤークーブ *Sharaf al-Din Ya'qub* を検地の責任者に起用し、トリポリとその周辺の諸地域(ジャバラを含む)、城塞、および国境地帯の調査を実施した。作成された検地文書は首都カイロへ送られ、これにもとづいてスルターン領を定め、イクター<sup>(34)</sup>の再分配を行なう。同年ラマダーン月(二三二七年十一月)に検地は終了した。この時、検地の慣例にしたがって鶏税(*rusum al-afrah*)や牢獄税(*rusum al-sujin*)をはじめとする年額一一万ディルハムにのぼる雑税が廃止されたのである。

イブン・アルワルディーの述べる「雑税の廃止」が、この検地に伴う雑税の廃止を意味していることは疑いがない。ヌワイリーの *Nizaya al-Arab* とカルカシャンディー *al-Qadashandi* (一四一八年没)の *Subhi al-A'sha* には、これらの雑税廃止を命ずる七一七年シャッワール月七日(二三二七年十二月十二日)付の布告が、そのままの形で収録されている<sup>(35)</sup>。ただ、*Subhi* には校訂ミスと思われる点がある<sup>(36)</sup>ので、ここでは *Nizaya* の写本を基本にしてこの文書を検討してみることにはしたい。それによれば、この時廃止が命ぜられたのは、以下の九種の雑税である。

鶏税 (*jihat al-afrah*) ..... 七万ディルハム  
牢獄税 (*sujin*) ..... 一万ディルハム

政府の砂糖きび税 (sajin al-aqsab)	.....	二〇〇〇	デイルハム
アミールの砂糖きび税 (aqṣab ḥil-umarā)	.....	三〇〇〇	デイルハム
地方総督税 (ʿifāya al-niyāba)	.....	一	万デイルハム
官庁税 (ḥaqq al-diwān)	.....	三〇〇〇	デイルハム
脱穀場税 (ḥiba al-bayādir)	.....	一〇〇〇	デイルハム
收穫税 (dāmān al-mustaghān)	.....	四〇〇〇	デイルハム
乾草・塩・歓待税 (ḥashish, milh, diyāra)	.....	六〇〇〇	デイルハム

この布告について、ここで特に注目しなければならないのは、この雑税廃止の規定に続いて、ヌサイリー教徒にかんする二つの命令が記されていることである。第一はモスクの建設問題であり、第二はヌサイリー教徒の伝統的な教義に係る問題である。まず第一の命令を訳出してみることによろう。

ヌサイリー教徒についていえば、彼らには各村にモスク (masjid) を建てさせ、村の土地の一部をその〔管理・維持に〕当てるようにせよ。また、そこに一人の管理人をおき、彼をトリポリ地方と諸城塞の総督代理としてモスクの管理に当らせよ。神がその恵みを二倍にされんことを。信頼のおける人物が土地の分割、境界の設定、およびモスクのイマームたちへの引き渡しを行なうこととする。土地の分割はイクター保有者 (muqta) および村落民双方の土地について実施され、これには文書を作成して官庁 (diwān) に保管し、ムクターたちが異議をさしはさむ余地がないようにすべきである。そしてムクターと前記の村落民には、命令通り布告が

伝達されなければならない。<sup>(40)</sup>

ヌサイリー教徒は、一日五回の礼拝をムハンマド、ファーティマ、ハサン、フサイン、ムフスインの名で呼ぶが、モスクでの礼拝(ṣalāt)は必ずしも重視しない慣行を保ってきた。<sup>(41)</sup>しかしスナン派のマムルーク体制を固めようとする政府は、この検地を機にヌサイリー教徒に対する規制を強化し、各村にモスクを建設するよう命令したのである。ムクターと村落民に提供が義務づけられた土地は、その収入によってモスクの建設費および管理・維持費をまかなうことを目的とするものであったことは疑いない。

ところで、イブン・バットウータによれば、これ以前にも、マムルーク朝のスルターン・バイバルスは、ヌサイリー教徒にモスクの建設を求め、これを実行に移させた。すなわち、

al-Malik al-Zahir [Baybars] は、ヌサイリー教徒に対し各村 (qarya) にモスク (masjid) を建設するよう命じた。そこで彼らは、各村のモスクを人家から遠く離れたところに建てた。しかし彼らはそこに出入りしたり、補修したりすることをせず、もっぱら家畜 (mawash) や駄獣 (dawab) のすみかとして用いていた。よそ者 (gharb) がやって来たときなどはよくモスクに泊ったが、彼が礼拝のためにアザーンを唱えると、村人たちは、「すぐ飼葉をやるから、鳴き声をあげるもんじやない」とたしなめたということである。<sup>(42)</sup>

一二六〇年に即位したバイバルスは、翌年、アッバース朝カリフの後裔をカイロに擁立してスルターン権力の正当化をはかると共に、四正統法学派の公認やエジプト・シリアを結ぶ駅伝 (bard) 網の整備によって国内体制の強化に努めた。しかしシリアやレバノンの山岳地帯にはイスマール派、ヌサイリー教徒、ドルーズ派、マ

ロン派キリスト教徒などの居住地域が点在し、モンゴル軍や十字軍の脅威に対抗するためには、これらの少数派を体制内に帰属させることが必要であった。<sup>(43)</sup> ヌサイリー教徒に対するモスクの建設命令は、このような少数派対策の一環として実施されたものとみることができよう。しかし結果は、イブン・バットウータの記事にあるように、政府にとって必ずしも満足すべきものではなかった。ヌサイリー教徒は、表向きはモスクの建設命令に従ったものの、実質的には彼らの生活習慣を変えようとはしなかったからである。前述したスルターン・ナスィルによる二度目のモスク建設命令は、これを管理・維持するための土地を設定したという点で、より徹底した、しかもきめの細かい政策であったとみなすことができる。

このことは、布告に収められた第二の命令文のなかに、さらに明瞭な形で示されている。次にこれを訳出してみることしよう。

同じくわれわれはヌサイリー教徒にヒターブ (khiṭāb) の禁止を命ずる。この命令 (marṣūm) の後では、いかなるヒターブであれ、これを行なうことはできない。彼らのうちの有力者 (aṭābi) や村のシャイフたち (mashayikh) から証言 (shahāda) をとって、一人たりともヒターブを復活することがないようにすべきである。これをあえて行なった者は、もっとも厳しい処罰を受けることになるであらう。<sup>(44)</sup>

ここで禁止されたヌサイリー教徒のヒターブ (khiṭāb) とは、いったいどのようなものだったのであろうか。文字通りには、ヒターブは「講話」や「手紙」を意味するアラビア語である。しかしここに訳出した命令文からも推測されるように、ヌサイリー教徒の間では、ヒターブはもっとも独特の意味に使われていたように思われる。マ

クリーズイーは、その年代記のなかで、ヌサイリー教徒のヒターブを次のように説明している。

若者 (sably) が成人 (hulim)<sup>(45)</sup> に達すると、彼のために宴の集会 (walima) が催される。人々が集まり、飲食が終ると、彼らは四〇回にわたって若者に宗派 (madhab) の秘密を守ることが誓わせる。次いで人々は彼に宗派の知識を与えるが、それは以下のようなものである。神性 (ilahya) はアリー・ブヌ・アビー・タリーブにあること、酒 (khamr) は許されていること、霊魂の転生 (tanasukh al-arwah) は真理であること、世界は永遠 (qadim) であり、死後の復活 (Ba'ih) は虚偽であって、天国と地獄は否定されるべきこと、礼拝 (salat) は Isma'il Hasan Husayn Mujsin Fatima の五回であり、<sup>(46)</sup> 死体の洗浄 (ghusl) は行なわないことなどである。ただ、以上の五点の記述は、洗浄や沐浴の事を除いても十分である。また、断食 (sawm) は、彼らが書物のなかで記す三〇人の男性と三〇人の女性を意味している。彼らの神アリー・ブヌ・アビー・タリーブは、天地の創造者にして、「万物の主 (rabb) であり、ムハンマドは〔神の栄光を隠す〕ヴェール (dijab) であり、そしてサルマーンは〔真理に至る〕門 (bab) である。<sup>(47)</sup>

ヌワイリーによれば、ヒターブの集会に参加する「人々」とは、布告文で「証言をとる」とされていた信徒の有力者 (akabir) や村の長老たち (mashayikh) のことであつた。<sup>(48)</sup> マクリーズイーはスンナ派ウラマーの一人であり、シーア派的な要素の強いヌサイリーの秘儀をどこまで正確に理解していたかは疑問である。しかし、少なくともこの記事による限り、ヒターブはヌサイリー教徒の「入信式」あるいは「教義の伝授」を意味していたことになる。<sup>(49)</sup> その教義はイスマール派や土着キリスト教の影響を受けてかなり特異なものであるが、それらはヒ

タープを通じて秘かに伝えられる慣行となっていたのである。それ故、ヒタープはヌサイリー教徒による信仰生活の核心をなすものであり、これを禁止することは彼らの教義にかかわる伝統を根本から否定することに他ならなかった。ジャバラの山中に反乱が起つたのは、この布告が發布されてからおよそ二ヶ月後のことである。その直接の原因は、モスクの建設命令に加えて、このようなヒタープの禁止措置を強行したマムルーク朝政府のヌサイリー教徒対策にあつたものと考えられる。

### 三 反乱の意味―むすびにかえて―

前述したように、ヌサイリー教徒の反乱は、トリポリ総督による軍隊の派遣と主謀者の殺害によって、ごく短期間のうちに終結した。したがって、この反乱自体はマムルーク体制をいささかも揺がすものではなかったし、ジャバラを中心とするシリア海岸地帯の歴史に大きな影響を及ぼしたとも考えられない。しかし少数派のヌサイリー教徒とマムルーク朝国家との関係を明らかにするうえで、この反乱はいくつかの重要な意味を持っている。反乱の指導者ムハンマド・ブヌ・アルハサン・アルマフデイーは、反乱の同調者に飲酒と礼拝の放棄とを許し、「アリー以外に神はなく、ムハンマドの他にヴェールはない」ことを表明した。これは、検地に伴う布告によって禁止されたヒタープの内容とほぼ一致している。また、イブン・カスィールによれば、ムハンマド・アルマフデイーは「ムスリムたちを不信仰者(Infidel)であると非難し、真理(Haqiqah)はヌサイリー教徒の側にある」と宣言した<sup>(50)</sup>。さらに前述のごとく、彼は反徒たちに対し、「たとえ一〇名〔の仲間〕だけしか残っていないとしても、われわれ



はこの地方（ビラード）のすべてを支配すべきである」と説いたと伝えられる。これらは、明らかにマムルーク朝国家の権威を公に否定する言動であったといえよう。イブン・バットウータも、「マフデイーは彼ら（ヌサイリー教徒）に諸地方（al-bi'ad）の領有を約束し、シリア地方 Bi'ad al-Sham を彼らの間で分割した」と述べている。<sup>(51)</sup>ここで「諸地方（ビラード）」というのはむろんガザからアレツポに至るシリア全域のことではなく、ジャバラの町から山岳地帯へかけての地域がばくせんと「ヌサイリーの地方」として意識されていたのであろう。

しかし反徒によるこの地域の分割や税率の引き下げが、実際には不可能であったことはすでに述べた通りである。検地後のイクターの再分配を経て、ムクター（イクター保有者）によるシリアの地方支配は安定していた。このことは、ラタキアやトリポリのアミールたちが、反乱軍に対し迅速で、しかも的確な対応をしたことにもよく示されている。一方、ムハンマド・アルマフデイーが、綿密な計画にもとづいてこの反乱を組織した形跡は見当らない。ヌサイリー教徒の信仰生活を規制しようとする政府の方針に反発し、これに心情的な抗議の声をあげたというのが実情であつたろうと思われる。

マムルーク朝政府は、一二七三年までにはマサヤーフ Masayaf、ムナイカ al-Munayqa、カドムース al-Qadmus などの城塞によるイスマール派の勢力を屈服させ、彼らに対十字軍の作戦に味方として利用することを可能とした。<sup>(52)</sup>また、一二九一年には十字軍をシリアの海岸地帯から追放し、さらに全国的な検地（ラウク）の施行（一二三二―二五年）によって、スルターンを頂点とするマムルーク体制を確立した。もつともマムルーク朝はスンナ派のイスラム国家であったが、歴代のスルターンがヌサイリー教徒やイスマール派の信徒を彼らの信条を理

由にして弾圧することはほとんどなかったといつてよい。しかしヌサイリー教徒については、ウラマーの間には彼らに対する根強い偏見が残っていた。ジャバラに反乱が発生した時、トリポリ総督のキルターイは、「ヌサイリー教徒と戦つてその戦士たちを殺すべきか否か」について、イブン・タイミーヤ Ibn Taymiya (二三二八年没) にファトワー(法的意見)を求めた。幸いなことに、その時の答えが『イブン・タイミーヤのファトワー集』のなかに収録されている。<sup>(55)</sup> その一部を訳出してみよう。

神に讃えあれ。ヌサイリー教徒 al-Nusayriya が拒否する限り、彼らと戦つてイスラムの法に服させるべきである。なぜなら、ヌサイリー教徒は、この詐欺師(dajjal)に従つた者たちを除いても、その大半が不信仰の徒(Kafir)だからである。詐欺師への追従者についていえば、彼らはもつとも邪悪な背教者(murtaddun)である。したがつて、あなた(キルターイ)は彼らの戦士(mugathia)を殺害し、財産(annwal)を奪つてもよろしい。しかし子供(dhuriya)を捕虜とすることについては、「法学者の間で」論争がある。

イブン・タイミーヤは、厳格な法解釈をとるハンバル派の法学者で、民間に流行していたスーフイーの神秘主義思想に鋭い批判を加え、外敵のモンゴル軍に対しては、激しい聖戦(ジハード)<sup>(54)</sup>論を唱えた思想家として知られる。ヌサイリー教徒についても、ここで引用したファトワーに示されているように、彼らを不信仰者(カーフィル)、背教者(ムルタッド)として厳しく非難する。さらに別のファトワーでは、「ヌサイリー教徒はユダヤ教徒やキリスト教徒よりさらに不信仰な者たちである」と述べ<sup>(55)</sup>、また「ヌサイリー教徒と戦う者は、十字軍 al-Franj の侵攻に備えて海岸地帯に駐屯する戦士(murabit)に匹敵する」とも記している。<sup>(56)</sup> このような考え方は、他のウラマーに

も少なからぬ影響を及ぼした。例えばイブン・タイミーヤの共鳴者であったイブン・カスィールは、殺害された反乱の指導者について、「外道に迷ったこの男は、復活の日には、いち早く地獄の業火に苦しむことになろう」と述べている。<sup>(57)</sup> スルターン・ナーズィールは、このようなウラマーの「世論」を背景にしてヌサイリー教徒の信仰生活に規制を加え、彼らをスンナ派体制のなかに組み込もうとしたのであろうと思う。しかし反乱の鎮圧後、このような政府の命令がどの程度まで実行され、その結果として、ヌサイリー教徒の生活習慣にどのような変化が生じたのかという点について、後代の史料には何も記されていない。

\* 本稿は、一九八七年十一月に行なわれた東方学会・第三七回全国会員総会での発表原稿に加筆・訂正を施したものである。

## 註

(1) 一九七〇年現在、アラウィー(ヌサイリー)教徒はシリアに六八万、トルコに一八万五〇〇〇、レバノンに九〇〇〇人が居住してゐるとされる(D. Gubser, *Minorities in Power: The Alawites of Syria*, R. D. McLaurin ed., *The Political Role of Minority Groups in the Middle East*, New York, 1979, pp. 17-18)。ヌサイリー教徒の歴史や宗教については R. Dussaud, *Histoire et religion des Nossairis*, Paris, 1900; *Encyclopaedia of Islam* (以下 E.I. と略記), 1st ed., s.v.

NUṢAIRĪ を参照。

(2) U. Vermeulen, *Some Remarks on a Rescription of an-Nasir Muhammad b. Gal'ūn on the Abolition of Taxes and the Nusayris* (Mamlaka of Tripoli, 717/1317), *Orientalia Lovanensia Periodica*, vol. 1 (1970), p. 200; さき SATO Tsugitaka, *The Syrian Coastal Town of Jabala: Its History and Present Situation*, *Studia Culturae Islamicae* 35, Institute for the Study of Languages and Cultures of Asia and Africa, Tokyo, 1988, pp. 61-66 にその反乱についての概要が記われている。

- (30) A. M. Jamal al-Din, *Al-Nuwayri wa-Kitābū Ni-hāya al-Arab*, al-Qahirā, 1984, pp. 64-70.
- (4) *Nuwayri*, XXX, fols. 113-114.
- (5) *Sulūk*, II, 174-175, cf. Dussaud, *Histoire et religion des Nosairis*, pp. 24-25.
- (6) *Abū al-Fidā'*, IV, 83.
- (7) *Abū al-Fidā'*, IV, 83. Balāṭunus 卅 Balāṭunush も呼ばれ、ラタキヤ東方の山中にある堅固な城塞であつた。この名称を冠した港がガッサーン朝の Jabala b. al-Ayham によつて建設された。イスラム時代になつた 5' 6' 卅 城建設された。5' 6' (Yaqūf, I, 478; *Dīnashiqā'*, 208; Le Strange, *Palestine under the Moslems*, London, 1890; repr. Beirut, p. 416)°
- (8) *Duwal al-Islām*, 410.
- (9) *Masālik*, fol. 199°.
- (10) *Ibn Kathīr*, XIV, 83. なぢ' プルー・アルフイターによれば、反逆の指導者マ' Muḥammad b. al-Ḥasan al-'Askarī を殺したとのである (*Abū al-Fidā'*, IV, 83)° al-'Askarī はぢ' へ交還された al-Mahdī の説を 卅 した。5' 6' 卅。
- (11) *Nuwayri*, XXX, fol. 114; *Sulūk*, II, 174; *Duwal al-Islām*, 410; *Masālik*, fol. 199°; *Abū al-Fidā'*, IV, 83; *Yaqūf*, IV, 257.
- (12) *Nuwayri*, XXX, fol. 114. シヤンバ文書の日せ' プルー・アルフイターによれば、ズー・アルコシヤ、E 卅 十一日金曜日は (*Abū al-Fidā'*, IV, 84)° プルー・アルフイター、E 卅 十日金曜日は (*Sulūk*, II, 174)°。二つの日付のちがひ、金曜日は前者の 卅 十一日と比べ、ルジバプルー・アルフイターの説とちがひ 卅 した。
- (13) al-Miqdad b. al-Aswad 卅 al-Miqdad b. 'Amr 卅 書かれた。 *Tabarī*, I, 1300; M. Watt, *Muḥammad at Medina*, Oxford, 1956, pp. 3, 111.
- (14) *Ḥikā al-Awliyā'*, VIII, 367-IX, 58; *Sulāmī*, 27-38; *Kawātib*, 82-83, 117; *Abū al-Fidā'*, II, 9; *E. I.*°, s.v. IBRĀHĪM b. ADHĀM; R. A. Nicholson, Ibrahim b. Adham, *Zeitschrift für Assyriologie*, Bd. 26 (1912), SS. 215-220; G. Saadé, Un grand saint musulman-Ibrahim fils d'Adham, *Levant*, vol. 15 (1968), pp. 25-44; M. Ghālāwanjī, Ibrahim b. Adham, *al-Turath al-'Arabī*, 1984, pp. 177-185; SATO, *The Syrian Coastal Town of Jabala*, pp. 39-40.
- (15) *Ishārāt*, 23; *A'īn al-Dīnashaqā'*, 59; *Ibn al-Shīma*, 101; *Riḥla Ibn Baṭṭūṭā*, I, 173.

- (19) *Nuwayri*, XXX, fol. 114.  
 (17) *Ibn Kathir*, XIV, 83.  
 (18) *Rihla Ibn Battuta*, I, 178.  
 (16) *Ibn Kathir*, XIV, 83. *Nihayza* だが「反乱の扇動者は部下に対して戦闘には剣や武器は必要ない。もしシルトの棒で敵を打てば、敵は馬もろとも切られてしまっであらうと述べた」とする記事がある (*Nuwayri*, XXX, fol. 114)。  
 (20) *Nuwayri*, XXX, fol. 114.  
 (21) SATO, *The Syrian Coastal Town of Jabala*, pp. 30-32.  
 (22) *Ibn Kathir*, XIV, 83.  
 (23) *Yāfiʿi*, IV, 257. *Yāfiʿi* は「マフディーは次のことに主張した。『人々(ムスリム)は無信仰者であり、ヌサイリーの宗教こそが真理である。エジプトの王ナーシルはすでに死んだ』と記されている。」  
 (24) Cl. Cahen, *Aperçu sur les impôts du sol en Syrie au moyen âge*, *JESHO*, vol. 18, p. 238.  
 (25) *Rihla Ibn Battuta*, I, 177.  
 (26) *Rihla Ibn Battuta*, I, 178.  
 (27) *Rihla Ibn Battuta*, I, 178.  
 (28) *Nuwayri*, XXX, fol. 114. 反乱に対するラタキヤ側

ヌサイリー教徒の反乱 佐藤

- の対応については、シリア系統の史料には記載がなく、*Nuwayri* と *Ibn Battuta* だけがラタキヤ軍の派遣を伝えている。  
 (29) *Rihla Ibn Battuta*, I, 178. 駅伝(シリール)の手段として、通常の場合は、ラクダや馬が用いられたが、危急の場合には、伝書鳩が用いられた。イブン・バットウータの記述は、この伝書鳩を実際に利用した具体例として興味深い。なお、ムムルーク朝時代のシリールについては、次の文献を参照。J. Sauvaget, *Le poste aux chevaux dans l'empire des Mamelouks*, Paris, 1941; S. F. Sadeque, *Development of al-Barid or Mail-post during the reign of Baybars I of Egypt (1260-1276 A. D.)*, *JASP*, vol. 14, 1969, pp. 167-183; A. A. Khawaiter, *Bahars The First*, London, 1978, pp. 42-43. 佐藤次高『中世イスラム国家とアラブ社会—イクター制の研究—』山川出版社、一九八六年、一八八—一九九頁。  
 (30) *Nuwayri*, XXX, fol. 114. cf. *Salike*, II, 175. イブン・バットウータは反徒側の死者を二万名と述べているが (*Rihla*, I, 179) 反乱者の数は全体でも三〇〇〇名あるいは五〇〇〇名であったから、この数には誇張があると思われる。  
 (31) *Rihla Ibn Battuta*, I, 179.

- (32) *Dawal al-Islam*, 410. cf. *Maslik*, fol. 199<sup>v</sup>.
- (33) *Ta'rikh Ibn al-Wardi*, II, 380.
- (34) ナリボリの検地について詳しくは、佐藤『中世イスラム国家とアラブ社会』二二〇-二三二頁を参照。
- (35) *Nawaziri*, XXX, fols. 106-108; *Subh*, XIII, 30-35. ヲヘルモーンは、*Subh* 二五七-二六〇の布告の内容を検討している (Some Remarks, pp. 195-199)。そのなかで彼は、雑税の廃止はそれらの徴収権を持つてきたアミールたちの勢力削減を意図したものであると述べているが、検地に伴う雑税の廃止は民衆のための一種の「徳政」と考へるべきであらう。
- (36) *Nawaziri* 二二五 'ifaya al-niyāba とあるが、*Subh* 二二五 'ifaya al-Shām とある。
- (37) *Nawaziri* 二二五 hiba al-bayādir とあるが、*Subh* 二二五 hiba al-shadd (誦經香税) と記されてゐる。
- (38) *Subh* 二二五 damān al-mash'al (ランプ税) とあるが、ランプとは *Nawaziri* の記述に従つた。
- (39) デイヤーフア (diyafa) とは、役人やアミールが村を訪れた時に農民たちが提出する歓待用の貢物を意味する。この検地を機に、乾草、塩、デイヤーフアは雑税の枠から外され、新たにイクター保有者の収入として指定された (*Nawaziri*, XXX, fol. 108; *Subh*, XIII, 34)。この
- 問題については、佐藤『中世イスラム国家とアラブ社会』二四四頁を参照。
- (40) *Nawaziri*, XXX, fol. 108; *Subh*, XIII, 35. cf. Vermeulen, Some Remarks, pp. 198-200.
- (41) *Rihla Ibn Battuta*, I, 176; Dussaud, *Histoire et Religion des Nouris*, p. 68; E.I. s.v. NUṢAIRI; SATO, *The Syrian Coastal Town of Jabala*, p. 65.
- (42) *Rihla Ibn Battuta*, I, 177. ただし、トーン・シムナーは、ナーズール検地に伴うモスタクの建設問題については一言も触れてゐない。
- (43) Khowaiter, *Barbars The First*, pp. 118-120; R. Irwin, *The Middle East in the middle ages—The early Mamuluk Sultnate 1250-1382*, London, 1986, pp. 49-50; P. Thorau, *Sultan Barbars I von Ägypten*, Wiesbaden, 1987, SS. 224-226. 佐藤『中世イスラム国家とアラブ社会』一五五-一五六頁。
- (44) *Nawaziri*, XXX, fol. 108; *Subh*, XIII, 35.
- (45) シャーフイー al-Shāfi'ī (八二〇年没) は、ムスリムとしての義務が生じる成人 (ḥalūm) を、男女とも十五歳、あるいは生殖能力が備わった時と規定している (*Kitāb al-Umm*, II, 110-111)。
- (46) 一般にムサイリー教徒の五回の礼拝は、Muḥam-

- mad' Hasan' Husayn' Muhsin' Fatima と呼ばれたか  
(*El*, s.v. NUŠAIRI). *Sulṭa* は Muhammad のかわ  
りに Ismā'il の名が入り、全体の順序も異なっている。  
(47) *Sulṭa*, II, 178.
- (48) *Nuwayrī*, XXX, fol. 105. ヌワイリーにすれば、集  
会を開くてもさう若者もしくはその代理人は、一頭の牛  
と三匹の羊を屠り、出席者に酒をやるかろうのが習慣であ  
った。
- (49) Dussaud はこのコトーンを入信式 (initiation) と誤  
った。<sup>9</sup> (*Histoire et religion des Nosairis*, p. 117)。
- (50) *Ibn Kathīr*, XIV, 83.
- (51) *Rihla Ibn Battūta*, I, 177.
- (52) Khawāter, *Barbars The First*, pp. 118-126; Thor-  
au, *Sultan Barbars I*, SS. 243-246. イスマーニール派の  
討伐はスルターン・ハインブルスによつて遂行されたが、  
これはあくまでも戦略上の必要にともなうものであつ  
て、イスマーニール派信仰の弾圧を意図するものではな  
かった (Khawāter, *Barbars The First*, p. 120)。
- (53) *Majma' Fatāwī Ibn Taymiyya*, XXVIII, 553-555. ヌ  
サイリー教徒の鎮圧にかんするフアトワーは、カエロ大  
学でイブン・タイミーヤを研究中の中田孝氏に教示して  
いただいた。なお、このフアトワーは M. St. Guyard, *Le*

ヌサイリー教徒の反乱 佐藤

- fetwa d'Ibn Taimniyyah sur les Nosairis, *Journal*  
*Asiatique*, 1871 のなかには取録されていない。<sup>10</sup>
- (54) モンゴル問題については、スルターン・ナーシール  
にまつたイブン・タイミーヤの書簡が残つてゐる。*Risāla*  
*ilā al-Sulṭān al-Malik al-Nāṣir fī Sha'n al-Tatar*, Ṣalah  
al-Dīn al-Munajjid ed., Bayrūt, 1976.
- (55) *Nuwayrī*, XXX, fol. 108.
- (56) Guyard, *Le fetwa d'Ibn Taimniyyah*, p. 166.
- (57) *Ibn Kathīr*, XIV, 84.

## 脚註

- Abū al-Fidā'*
- 'Imād al-Dīn Ismā'il Abū al-Fidā' (d. 732/1331), *al-*  
*Mukhtaṣar fī Akhbār al-Bashar*, 4 vols., al-Qāhira,  
1325H.
- A'yaq-Dimashq*
- Abū 'Abd Allāh Muḥammad Ibn Shaddād (d. 684/  
1285), *al-A'yaq al-Khaṭira fī Dīkir Ummat' al-Shām*  
*wal-Jazīra*: Dimashq, S. al-Dahhān ed., Damas, 1956.
- Dimashqī*
- Shams al-Dīn Abū 'Abd Allāh Muḥammad al-  
Dimashqī (d. 727/1327), *Kitāb Nuḥba al-Dahar fī*

'*Ajā'ib al-Barr wal-Bahr*, A. Mehren ed., Leipzig, 1923.

*Duwal al-Islām*

Abū 'Abd Allāh al-Dhahabī (d. 748/1348), *Kitāb Duwal al-Islām*, 2 vols., Hyderabad, 1337H.

*Ĥilwa al-Awliyāt*

Abū Na'im Ahmad al-Isfahani (d. 430/1038), *Ĥilwa al-Awliyāt wa-Ṭabaqāt al-Aṣḡwā'*, 10 vols., al-Qāhira, 1932-1938.

*Ibn Kathīr*

Ismā'īl Ibn Kathīr al-Qurashī (d. 774/1373), *al-Bidāya wal-Nihāya*, 14 vols., Bayrūt, 1966.

*Ibn al-Shāhīna*

Muḥammad Ibn al-Shihna al-Ḥalabī (d. 814/1411), *al-Durr al-Muntakhab fī Ta'rikh Mamlaka Ḥalab*, Dimashq, 1984.

*Iskharāt*

Abū al-Ḥasan 'Alī al-Harawī (d. 611/1214), *Kitāb al-Iskharāt iḏā Ma'yifa al-Ziyārāt*, S. Thomine ed., Dimashq, 1953.

*Kawātib*

Ahmad Ibn Qaḍī Shuhba al-Dimashqī (d. 851/1448),

*al-Kawātib al-Durrīya fī al-Sira al-Narīya*, M. Zāy ed., Bayrūt, 1971.

*Kitāb al-Umm*

Abū 'Abd Allāh Muḥammad al-Shāfi'ī (d. 204/820), *Kitāb al-Umm*, 8 vols., M. Z. al-Najjār ed., al-Qāhira, 1961.

*Majma' Fatāwī*

*Majma' Fatāwī Shaykh al-Islām Ahmad b. Taymiyya*, vol. 28, al-Qāhira, n.d.

*Masālik*

Ibn Faḍl Allāh al-'Umari (d. 749/1349), *Masālik al-Aḥṣār fī Mamālik al-Amsār*, MS, Ahmed III, 2797-a3. *Nuwooyri*

Ahmad b. 'Abd al-Wahhāb al-Nuwayrī (d. 732/1332), *Nihāya al-Arab fī Funūn al-'Adāb*, MS, Dār al-Kutub al-Miṣriya, Ma'ārif 'Āmma, 549.

*Riḥla Ibn Baṭṭūṭa*

Abū 'Abd Allāh Ibn Baṭṭūṭa al-Lawāṭī (d. 770/1368-9 or 779/1377), *Tuḥfa al-Nuẓẓār fī Gharā'ib al-Amsār*, Arabic text & French tr. by C. Defremery & B. R. Sanguinetti, *Voyages d'Ibn Baṭṭūṭa*, 4 vols., Paris, 1854.

*Ṣubḥ*



Abū 'Abd al-Qalqashandī (d. 821/1418),  
*Ṣubḥ al-A'shā fī Ṣinā'a al-Insā'*, 14 vols., al-Qāhira,  
1963: *Fahars*, al-Qāhira, 1972.

*Sulami*

Abū 'Abd al-Rahmān Muḥammad al-Sulamī (d. 412/  
1021), *Ṭabaqāt al-Sūfiya*, J. Pedersen ed., Leyden, 1860.

*Sulūk*

Ṭaqī al-Dīn Aḥmad al-Maqrīzī (d. 845/1442), *Kitāb  
al-Sulūk li-Ma'rifā Duwal al-Mulūk*, vols. 1-2, M. M.  
Ziyāda ed., al-Qāhira, 1939-58, vols. 3-4, S. A. 'Āshūr  
ed., al-Qāhira, 1970-73.

*Ṭabari*

Muḥammad b. Jarīr al-Ṭabari (d. 310/923), *Ṭarīkh  
al-Rasul wal-Mulūk*, M. J. de Goeje ed., 15 vols., Lug-  
dunī Batavorum, 1879-1901 repr. 1964.

*Ṭarīkh Ibn al-Wardī*

Zayn al-Dīn 'Umar Ibn al-Wardī (d. 749/1348), *Ṭarīkh  
Ibn al-Wardī*, 2 vols., al-Najaf, 1969.

*Yāfi'*

Abū Muḥammad 'Abd Allāh al-Yāfi'ī (d. 768/1366-7),  
*Mir'āt al-Jamān wa-Ibrā al-Yaqzān*, 4 vols., Hyderabad,  
1337H.

*Yāqūt*

Shihāb al-Dīn Yāqūt al-Ḥamawī (d. 625/1229), *Mu'jam  
al-Bulān*, 5 vols., Bayrūt, 1955-57.